
平成26年第4回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成26年12月18日(木)

1. 議事日程第5号

平成26年12月18日(木) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 第 2 討論
- 第 3 採決
- 第 4 議員派遣について
- 第 5 委員会の継続審査の付託について
- 第 6 議員発議
意見書(案)の提出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第 2 討論
- 日程第 3 採決
- 日程第 4 議員派遣について
- 日程第 5 委員会の継続審査の付託について
- 日程第 6 議員発議
意見書(案)の提出について

出席議員(16名)

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 宿 利 忠 明 | 2 番 | 大 谷 徹 子 |
| 3 番 | 石 井 龍 文 | 4 番 | 廣 澤 俊 幸 |
| 5 番 | 中 川 英 則 | 6 番 | 尾 方 嗣 男 |
| 7 番 | 菅 原 一 | 8 番 | 河 野 博 文 |
| 9 番 | 秦 時 雄 | 10 番 | 松 本 義 臣 |

11番 清藤一憲

13番 藤本勝美

15番 繁田弘司

12番 宿利俊行

14番 片山博雅

16番 高田修治

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 帆足浩一

議事係 長 小野英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝倉浩平

教 育 長 秋吉徹成

まちづくり
推 進 課 長 穴本芳雄

税 務 課 長 石井信彦

住 民 課 長 衛藤善生

農林業振興課長兼
農 業 委 員 会
事 務 局 長 梅木良政

会計管理者兼
会 計 課 長 本松豊美

教育総務課長 長尾孝宏

社会教育課長兼
中央公民館長兼
わらべの館館長 湯浅詩朗

副 町 長 小幡岳久

総 務 課 長 河島公司

環境防災課長兼
基地対策室長 藤林民也

福祉保健課長 江藤幸徳

建設水道課長兼
公園整備室長 平井正之

商工観光振興
課 長 村木賢二

人権同和啓発
センター所長 山本五十六

学校教育課長 米田伸一

行 政 係 長 秋吉正彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

本日、議会だより掲載のため、写真撮影の申し込みがありましたので、これを許可しておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第１、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長菅原 一君。

○総務常任委員長（菅原 一君） おはようございます。

総務常任委員会報告を行います。

平成26年第４回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案３件、請願１件について、12月９日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

１ 議案第83号 玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

本案は、育児または介護を行う職員に係る早出遅出勤務並びに短時間勤務の取り扱いについて、人事院規則の規定に基づき条例を整備するため、玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

２ 議案第85号 玖珠町基金条例の一部改正について

本案は、教育環境の計画的な整備事業に充当する資金を積み立て、運用するための基金の設置、管理及び処分を行うため、玖珠町基金条例の一部を改正するものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）積立金額は、決まっているのか。また、新中学校の整備後も続けて行くのか。

（答）今年度の決算状況により、できるだけ多くの基金積立てを行い、また、新たな学校制度に対応する経費の確保のためにも、新中学校の整備後も続けていきたいです。

委員より、新中学校の体育館、プール、武道場は新築するとされており、さらに本体工事があり、東京オリンピックの前でもあるため、資材単価等のアップも懸念される。基金積立てが遅過ぎたのではないかとの意見が出ました。

執行部より、現時点では、新中学校の建設年度が決定していませんが、幾分でも基金で対応ができるようにしたいと考えていますとのことでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

３ 議案第90号 平成26年度玖珠町一般会計補正予算（第４号）

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億115万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,522万6,000円とするものであります。

今回の補正での主な内容は、（１）道の駅童話の里くす軒先整備事業として1,511万4,000円、（２）社会資本整備総合交付金事業（橋梁補修事業）として1,185万6,000円、（３）農業基盤整備促進事業（農業参入する企業のハウス建設に伴う測量・造成設計費）として500万円、（４）補助耕地災害復旧事業費として420万円、その他、行政運営における必要経費などを予算計上したものであり

ます。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 企画調整費の旅費30万円の追加内容は。

(答) グランドデザインを委託している水戸岡氏との設計等の協議のための旅費を計上しています。

(問) 道の駅の軒先整備の規模は。

(答) 幅5.5メートル×延長30メートルのひさしを増築するものです。

(問) 給水施設整備事業費の補助金104万3,000円は、どこの給水施設整備なのか。

(答) 朝見水道組合の給水施設が水質検査の結果、鉄分やマンガンが検出され、飲料水不適合の結果となったため、これらを除去する装置の整備費に補助を行うものです。

(問) ビニールハウス補助事業137万円の内容は。

(答) 町単独で行っているビニールハウスの補助事業に、今回4件の追加補助を行うものです。

(問) 繁殖雌牛世代交代促進対策事業補助金の減額理由は。

(答) これまで大分県が単独で行っていた補助事業でしたが、今年度の事業が廃止となったため減額するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 請願第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願書

本請願の趣旨は、①年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運営を堅持すること。②これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。③GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築することを国の関係機関へ意見書の提出を要請したいというものであります。

審査の結果、本請願は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案3件、請願1件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長(高田修治君) 総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

総務常任委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長藤本勝美君。

○産業建設常任委員長（藤本勝美君） おはようございます。

産業建設常任委員会報告をします。

平成26年第4回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案2件について、12月9日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、議案第87号の町道認定を行う路線（本村錨田線）の現地調査を行い、調査終了後、委員会次第により審査をいたしました。

1 議案第87号 町道路線の認定について

本案は、県道玖珠山国線太田工区の完成に伴い、県から移管される旧県道を町道として認定するものです。また、旧県道の付帯施設である自転車道も町管理とするものです。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第93号 平成26年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）について

本案は、収益的事業収支のうち、給水量の減少により既決予算収入を438万8,000円減額し、1億9,156万7,000円、営業費用の減少に伴い既決支出予算を348万9,000円減額し、2億30万7,000円とするものです。

また、資本的事業収支のうち、建設改良費の減額に伴い、既決支出予算を282万1,000円減額し、5,901万円とするものです。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案2件について、審査結果報告を終わります。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 8番河野です。

これはちょっと確認なんですけれども、審査前に現地調査ということで行かれております。議案第87号の町道路線で県道の付帯施設である自転車道が幅が約3メートルなんですけれども、一応これも町道ということで、議会運営委員会のときには、副町長のほうから河川水路の管理道であるということだけでも、町のほうで管理するということで間違いありませんか。

○議長（高田修治君） 委員長。

○産業建設常任委員長（藤本勝美君） これは以前は管理道を兼ねた道路であったが、自転車道も兼ねておったと。それで、今回は自転車道として活用したいということで説明を受けております。

○議長（高田修治君） はい、いいですか。

ほかにありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） こんにちは。

文教民生常任委員会報告を行います。

平成26年第4回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案3件について、12月9日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第86号 玖珠町国民健康保険条例の一部改正について

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の規定を改正するため提出するものです。第5条第1項中、「39万円」を「40万4,000円」に、「3万円」を「1万6,000円」に改めると執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第91号 平成26年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,312万2,000円とするものであります。この補正の主な要因については、保険給付費の増額であると執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第92号 平成26年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ571万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,076万2,000円とするものである。この補正の主な要因は、平成27年度からの介護保険制度改正に伴う電算システムを変更するためのものであると、執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案3件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第２ 討論

○議 長（高田修治君） 日程第２、これより討論を行います。

議案第83号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第85号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第86号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第87号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第90号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第91号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第92号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第93号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 議案第94号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 請願第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

日程第3 採決

○議長（高田修治君） 日程第3、これより採決を行います。

最初に、議案第83号、玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第83号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第85号、玖珠町基金条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第85号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第86号、玖珠町国民健康保険条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第86号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第87号、町道路線の認定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号、平成26年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第90号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号から議案第93号までの3議案は、平成26年度特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。

別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを一括採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。着席ください。

議案第91号から議案第93号までの3議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第91号から議案第93号までの3議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号、平成26年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業「小型ポンプ付積載車」購入契約について、反対意見の発言ありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第94号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第94号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件について採決を行います。

請願第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願書についてであります。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、請願第2号は、採択することに決しました。

日程第４ 議員派遣について

○議長（高田修治君） 日程第４、議員派遣について議題といたします。

今定例会より３月定例会まで、別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第５ 委員会の継続審査の付託について

○議長（高田修治君） 日程第５、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

委員会の閉会中の継続審査の付託について、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長から、委員会の所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中においても議会運営委員会及び各特別委員会の所管事務及び目下委員会において審査中の事件について継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、中学校統合調査検討特別委員会の委員長から申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中においても所管事務について継続審査することに決定いたしました。

日程第６ 議員発議

・意見書（案）の提出について

○議長（高田修治君） 日程第６、議員発議を議題といたします。

お手元に配付してあります発議第４号が提出されています。

これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第４号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

について、提出者の説明を求めます。

提出者、7 番菅原 一君。

○7 番（菅原 一君）

発議第4号

平成26年12月18日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

提出者	玖珠町議会議員	菅 原 一
賛成者	々	石 井 龍 文
々	々	中 川 英 則
々	々	清 藤 一 憲
々	々	片 山 博 雅

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な
運用に関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な
運用に関する意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である、「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、G P I Fには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やG P I Fが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。
3. G P I Fにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

平成26年12月18日

大分県玖珠町議会

議長 高 田 修 治

衆議院議長は未定でありますので、決定後記入をいたします。

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

以上です。

○議長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

4 番廣澤俊幸君。

○4 番（廣澤俊幸君） 4 番廣澤です。

保険者の資金運用として株式もその一つだと思うんです。無理な投資はよくないけれども、やっぱり保険者が恩恵を被るような投資はある程度必要じゃないかと思うんです。行わないという文言の問題が、私はちょっと引っかかるんですよ。これは慎重に対処すべきであるとかいう、株式投資については慎重に対処すべきだということならまだわかるんですけども、行わないといったら、もっと財政がおかしくなってきますよね。株もやっぱり資金運用の一つだと思うんで、その辺がちょっと私は気になっているんです。反対するものじゃないですけども、その辺が少し言葉がもう少し違っていいんじゃないかという感じを受けました。

以上です。

○議長（高田修治君） 委員長、今の件。

○7 番（菅原 一君） 記の以下、2 番目の項での部分でのご指摘ですけども、これは文面の途中に急激な変更というようなことで一気にというような表現になっておるわけです。それで最後に行わないと。急激な変更は行わないというようなことです。今言われるような牽制、リスク、ハイリスク

な部分があるから、そういう意味合いでの部分で、その分についての委員会の中でのいろいろはありませんでしたけれども、説明の中で、そういうことで理解していただければと思います。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第4号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、本意見書については可決されました。

以上をもちまして、本日の日程及び今定例会の全ての日程を終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

平成26年第4回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る12月4日から本日までの15日間の会期でございました。初日にご提案申し上げておりました専決処分案件1件、条例の一部改正案件4件、町道路線の認定案件1件、物品購入変更契約案件2件、一般会計補正予算案件1件、特別会計補正予算案件2件、事業会計補正予算案件1件の12議案及び今定例会の会期中に追加いたしました契約案件1件の合計13議案につきまして、慎重かつ熱心にご審議をいただきました。いずれの案件もご承認をしていただきまして、誠にありがとうございました。

また、本会議や各常任委員会の審議におきまして、議員各位から、本町のまちづくりに対する多くの貴重なご意見をいただいたところでございます。

これらのご提案、ご意見につきましては、早速、検証させていただくとともに、これから取り組みます来年度の予算編成、さらにまた今後の行政運営におきまして、十分な検討・協議を行いながら反映させていきたいと考えております。

12月14日に投開票が行われました衆議院議員総選挙におきましては、自民・公明の与党が、選挙前に並ぶ326議席を獲得し、勝利いたしました。安倍首相は、この選挙結果を受けまして、アベノミクスをさらに前進させるため、3本の矢の経済対策を強くかつ大胆に実施していくと表明しております。これらの経済対策等につきましては、年内にも明らかになりそうですので、注視してまいりたいと思っていますところでございます。

結びになりますが、本年も残すところあとわずかとなりました。いよいよ本格的な冬を迎えます。

年末年始にかけまして議員各位におかれましては、何かとご多忙な日々が続くかと思います。健康に十分ご留意され、新しい年はご家族おそろいで、穏やかな新春をお迎えいただき、希望に満ちた輝かしい1年でありますよう、心からご祈念申し上げまして、平成26年第4回玖珠町議会定例会の閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（高田修治君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成26年第4回定例会は、去る12月4日開会以来、本日まで15日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても終始極めて真剣な審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことに感謝を申し上げます。加えまして、議会運営にご協力いただきましたことにもお礼を申し上げたいと思います。

先ほど町長が申しましたとおり、今会期期間中には、国政総選挙もありました。景気対策や地方創生など多くの課題が残されていますが、引き続き国民の生活・福祉向上に取り組んでいただくよう願うところであります。

本年も残すところ2週間ほどになりました。今後とも、議員各位、そして町長を初め職員の皆様には、健康に留意され、まちづくりにまい進されますようお願い申し上げるところでございます。

最後になりましたが、新しい年が玖珠町にとって穏やかですばらしい年になりますよう祈念申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ご苦勞さまでございました。

これをもちまして、平成26年第4回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年12月18日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 廣 澤 俊 幸

署 名 議 員 宿 利 俊 行